

新型コロナウイルス関連情報
(他人との1.5メートルの距離保持の法的義務化)

11月23日(火)に、オランダ政府が、24日(水)から、他人との距離を1.5メートル保つことを法的義務とする(従わない場合は95ユーロの罰金を科す)旨のプレスリリースを発表しましたので、その概要について以下のとおりお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、以下をご参照ください。(蘭語)

<https://www.rijksoverheid.nl/actueel/nieuws/2021/11/23/15-meter-afstand-houden-is-weer-verplicht>

1. 11月24日(水)から、18歳以上の全ての人は、同一住所に住んでいない限り、大人及び13歳以上の若者と1.5メートルの距離を保つことが法的義務となる。この措置に従わない場合、95ユーロの罰金が科される。

2. 上記1. の例外(1.5メートルの距離を保つことが義務ではない場合)は以下のとおり。
(注:一部抜粋です。詳細はオランダ政府HP(蘭語)をご参照ください。)

<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/coronavirus-covid-19/algemene-coronaregels/regels-voor-afstand-houden>

- 12歳以下の子供(大人との距離及び子供同士)
- 13歳から17歳までの若者同士
- 在宅で介護を受ける場合
- コロナ・エントリー・パスの提示が必要な場所
- 美容室やマッサージ等の業務上必要な場合(ただし、原則としてマスクの着用は義務)
- 教育機関(初等教育、中等教育、中等職業教育、高等職業教育、大学)の生徒と教師間
- スポーツ及び芸術・文化活動中
- 公共交通機関、航空機内、空港内(ただし、マスクの着用は義務)